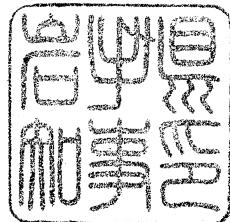


水振第478号
令和7年11月11日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太
平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣からさん
ま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群の本県漁獲可能量に係る
通知があったことから、同法第16条第1項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、
同条第2項により、貴委員会の意見を求める。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 鈴木
Tel : 019-629-5815
Fax : 019-629-5824
E-mail : hiro-suza@pref.iwate.jp

(案)

令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさん まの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	380トン	20トン (5%)を県の 留保とする
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあ じの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまい わし太平洋系群 の採捕を行う全 ての水域	漁獲量の 総量	11,400トン	600トン (5%)を県の 留保とする
かたくちいわ し太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がかた くちいわし太平 洋系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の 総量	107,000トン の内数	